

令和7年度アドバイザー相談業務委託 企画提案募集案内

令和7年2月7日

発注者 かながわ県民活動サポートセンター所長

神奈川県では、ボランティア活動に関する相談窓口を開設し、的確な助言と情報提供等を行うアドバイザー相談事業を実施しており、その業務を民間団体に委託しています。

このたび、令和7年度業務の受託者となっていただける団体を、公募型プロポーザル方式により募集しますのでお知らせいたします。

1 委託業務の名称

令和7年度アドバイザー相談業務委託

2 委託業務の目的

ボランティア活動を行う（これから行おうとする者を含む）個人や団体から寄せられる相談に的確に対応し、課題解決に導くとともに、市区町設置のボランティア活動支援施設をはじめ関係機関との連携を強化し、もって、県内のボランティア活動の促進を図る。

3 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

4 委託業務の内容

別紙「令和7年度アドバイザー相談業務委託仕様書」のとおり

5 委託料

(1) 上限額

6,746,000 円（消費税及び地方消費税額相当分を含む。）

(2) 対象となる経費

対象となる経費は、提案する事業を実施するために必要な次の経費とします。

- ☐ 人件費（給与等）
- ☐ 謝金（外部相談員、講師謝礼等）
- ☐ 交通費
- ☐ 消耗品費
- ☐ 印刷製本費
- ☐ 通信運搬費
- ☐ 会場使用料
- ☐ 手数料等諸経費
- ☐ 一般管理費
- ☐ 消費税及び地方消費税

(3) 支払い方法

委託料の支払は概算払いとし、四半期ごとに支払いを行い、委託期間終了後に業務実績に基づき精算を行います。

6 応募資格

次の要件を満たす団体または複数の団体で構成するグループ（以下「グループ」という。）とします。なお、グループで応募する場合は、グループの代表者を定めた上で応募してください。

※ 法人格を持たない団体及びグループが相手方となった場合は、県と代表者個人との契約となります。

(1) 団体またはグループを構成する団体の全てが、次の要件を満たしていること。

ア 地方自治法施行令第167条の4に該当しないこと。

イ 神奈川県競争入札への指名停止期間中でないこと。

ウ 会社更生法、民事再生法に基づき更生又は再生手続きをしていないこと。

エ 最近1年間の法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していること。

オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団という。以下同じ。）でないこと。

カ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にないこと。

キ 暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を役員に含まないこと。

ク 神奈川県暴力団排除条例第9条に基づき、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、神奈川県が神奈川県警察本部に照会を行うことについて同意できること。

ケ アドバイザー相談業務委託団体等検討会（以下「検討会」という。）のための委員が役員に就いている団体等でないこと。

(2) 別紙「令和7年度アドバイザー相談業務委託仕様書」に規定する業務内容を適切に履行する能力を有すること。

(3) ボランティア活動等に関し、相当の知識・経験を有する相談員を配置できること。なお、相談員については、適切に監督できる状況にあれば応募団体またはグループの構成員である必要はない。

7 スケジュール

- | | |
|------------------|---|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和7年2月7日（金曜） |
| (2) 企画提案募集説明会の実施 | 令和7年2月13日（木曜）第1回 10時30分～11時30分
第2回 18時30分～19時30分 |
| (3) 質問書の受付 | 令和7年2月14日（金曜）17時まで（必着） |
| (4) 質問に対する回答 | 令和7年2月19日（水曜） |
| (5) 参加意思表明書の受付 | 令和7年2月19日（水曜）17時まで（必着） |
| (6) 企画提案書の受付 | 令和7年3月4日（火曜）17時まで（必着） |
| (7) プレゼンテーションの実施 | 令和7年3月14日（金曜） |

8 応募手続き

(1) 参加意思表明書及び企画提案書等の様式の入手

応募に必要な様式は、かながわ県民活動サポートセンターのホームページからダウンロードしてください。

※ サポートセンターのホームページ URL

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u3x/soudan/bosyu/bosyuannai.html>

(2) 企画提案募集説明会の実施

企画提案募集に関する説明会を行います。

ア 日時 令和7年2月13日（木曜）第1回 10時30分～11時30分

第2回 18時30分～19時30分

イ 会場 かながわ県民センター11階 コミュニティカレッジ講義室2（横浜駅西口徒歩5分）

ウ 予約方法 予約不要。当日会場までお越しください。

(3) 質問の受付及び回答

企画提案書等の作成に関して質問がある場合には、質問書を提出してください。

質問に対する回答は、かながわ県民活動サポートセンターのホームページに掲載します。

ア 提出書類 質問書（様式任意）

イ 提出期限 令和7年2月14日（金曜）17時まで（必着）

ウ 提出方法 e-kanagawa電子申請システム

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=91296

エ 回答日 令和7年2月19日（水曜）

オ 回答ホームページアドレス

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u3x/soudan/bosyu/bosyuannai.html>

(4) 参加意思表明書（誓約書）の提出

参加を希望する方は、必ず「参加意思表明書（誓約書）」（様式1）を提出してください。

参加意思表明書の提出がない場合、本プロポーザルへの参加は認められません。

ア 提出書類

参加意思表明書（誓約書）（様式1）

イ 提出期限 令和7年2月19日（水曜）17時まで（必着）

ウ 提出方法 e-kanagawa 電子申請システム

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=91301

(5) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

（ア）令和7年度アドバイザー相談業務委託企画提案書（様式2）

（イ）令和7年度アドバイザー相談業務委託予算見積書（様式3）

（ウ）団体調書（様式4）（所轄官庁に提出した活動報告書（令和3年度～令和5年度分）がある場合はその写しを添付する。）

（エ）グループ構成員及びグループ構成員間の役割分担（様式5）（グループで応募する場合のみ提出。）

（オ）法人（団体）の定款又は規約

（カ）法人（団体）の役員名簿

※ グループで応募する場合、（ア）・（イ）・（エ）はグループとして一つのものを提出し、

(ウ)・(オ)・(カ)は添付書類も含め、グループを構成する団体全ての書類を提出してください。

イ 提出部数 1部

ウ 提出期限 令和7年3月4日(火曜)17時まで(必着)

エ 提出方法 e-kanagawa 電子申請システム

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=91299

9 受託者の選定方法

応募のあった企画提案書に基づき、プレゼンテーションを実施します。その後、有識者で構成するアドバイザー相談業務委託団体等検討会(以下「検討会」という。)の委員が応募書類及びプレゼンテーションの内容を評価し、同委員の意見を参考に県が受託者を決定します。

検討会で、別表に掲げる基準に基づいて提案内容の確認・意見交換を行います。

※ プレゼンテーションにおける注意事項

- ・ プレゼンテーションは、令和7年3月14日(金曜)午後に、「かながわ県民センター」内の会議室等で開催する予定です。
- ・ 事前に提出された企画提案書の内容について、プレゼンテーション(8分程度)を行ってください。
- ・ 8(5)アに記載されている提出書類以外の資料を配付することはできません。
- ・ プレゼンテーションの後、委員等から質疑がなされますので、その場で回答してください。
- ・ プレゼンテーションは、原則として本業務の業務責任者(予定者)が出席の上、行ってください。
- ・ 詳しい実施要領等は、別途お知らせします。

10 応募が無効となる場合

以下の項目のいずれかに該当する場合は、応募が無効となりますのでご留意下さい。

- (1) 応募資格を有しないもの。
- (2) 提出期限、提出先及び提出方法が適合しないもの。
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (5) 委託料の上限額を超えているもの。

11 選定結果、意見書の通知

検討会の結果を踏まえ県は委託する団体またはグループを選定します。選考結果はプレゼンテーションを行ったすべての団体またはグループに、自団体の得点及び委託先として決定した者(以下「決定者」という。)の得点を通知します。なお、決定者には、それに加えて検討会意見を付して通知します(3月下旬予定)。決定者については、検討会意見を可能な限り事業計画に反映させるよう努めてください。なお、決定者の名称及び事業所所在地を県のホームページで公表します。

12 業務委託契約

決定者は、かながわ県民活動サポートセンター所長と令和7年度アドバイザー相談業務の委託契約を締結します。契約期間中、同センターと適宜、必要な協議を行いながら業務を実施してください。

※応募のあった業務計画の内容については、通知した意見書に基づき、必要により協議を行い、委託契約前に調整を行う場合がありますので、予めご承知置きください。

13 留意事項

- (1) 応募及びプロポーザル参加にかかる経費は、応募者の負担とします。
- (2) 提出された書類は、返却いたしません。
- (3) 提出された書類は、選定以外の目的には無断で使用いたしません。
- (4) 本事業は、令和7年度神奈川県当初予算において事業予算が措置された場合にのみ事業化される停止条件付きの公募事業です。予算が成立しない場合には、提案を公募したに留まり、効力は発生しませんので予めご承知置き願います。

別表

■評価項目及び評価基準

評価項目		評価基準	配点	
提案の内容	(1)業務実施にあたっての総合的な考え方	ボランティア活動に対して適切な課題認識を有するとともに、地域のボランティア活動相談窓口として必要な対応の方向性が示されている。 【仕様書2】	5点	40点
	(2)ボランティア活動相談窓口の開設及び運営	(総合相談) 一次的な相談対応や事案の整理等を行う総合相談窓口の対応のあり方や運営方針が示されており、多様な分野の相談対応ができる体制になっているとともに、相談しやすい開設曜日や時間帯が設定されている。【仕様書6(1)ア】	5点	
		(テーマ別相談) テーマ毎にテーマに沿った知見を有する相談員の配置や外部機関の職員との連携体制がとられている。また、必須テーマ以外に設定するその他のテーマは、県民やNPOのニーズを的確に反映したものとなっており、その運営方針、開設する週、回数等も効果的に設定されている。【仕様書6(1)イ】	5点	
		(資金調達相談) 運営方針や実施内容、開催回数等が効果的に設定されている。また、NPO法人向け事業計画・資金調達相談については、相談者の状況に応じた多角的な相談に対応できるアドバイザーや専門家が配置されている。【仕様書6(1)ウ】	5点	
	(3)県内ボランティア活動支援施設との連携	出張相談会の実施及び県内ボランティア活動支援施設との連携強化を目的とした業務については、連携強化に資する企画内容となっており、その開催方法、回数等についても効果的に設定されている。【仕様書6(2)ア・イ】	5点	
		ミーティング等の実施については、県内ボランティア活動支援施設の課題を抽出し、課題解決に繋がるとともに連携強化に資する企画内容となっており、その開催方法等についても効果的に設定されている。【仕様書6(2)ウ】	5点	
	(4)広報業務の実施	広報の実施については、ボランティア活動相談窓口の利用促進が期待できる内容及び規模となっている。【仕様書6(4)ア・イ】	5点	
	(5)スーパーバイザーの設置	スーパーバイザーの考え方や工夫が最新のニーズを得て、相談機能の充実や県内ボランティア活動促進が期待できる提案となっている。【仕様書6(5)】	5点	
実施体制	(6)専門性	必要な専門性(経験・ノウハウ・専門知識・その活用法等)を有するスタッフで構成され、業務を適切に行う体制となっている。【仕様書6(1)】	5点	10点
	(7)予算見積	提案内容を確実に実施するための経費が適切に計上されている。また、適切な積算が行われており、かつ、見積りの価格が低廉な順番に高評価とする。	5点	
合 計				50点

※評価項目ごとに5段階5点満点で採点します。

※検討委員の平均得点が30点未満の場合は、順位に関わらず、自動的に不採用とします。

※同点の場合は、検討委員が協議の上、決定します。

点 数	基 準
5点	特に優れている
4点	優れている
3点	普通
2点	劣っている
1点	著しく劣っている

【問合せ先】

かながわ県民活動サポートセンター ボランティア活動サポート課

電話 (045) 312-1121(代表) (内線 2840) FAX (045) 312-4810

ホームページ <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u3x/index.html>